

【声明】「国の私人なりすまし」を追認した10月23日の福岡高裁那覇支部判決に 嚴重に抗議するとともに、政府は埋立を即時中止して原状回復するよう要求する

辺野古新基地建設をめぐる沖縄県が行った埋立承認撤回を取り消す判決に国土交通大臣が違法に関与したとして、県知事が国に判決取消を求めた裁判で、福岡高裁那覇支部は10月23日、県の請求を却下した。今回の判決は、法の支配の理念をねじ曲げ、地方自治を踏みにじて沖縄県知事を敗訴させたものであり、私たちは嚴重に抗議する。

昨年8月に翁長沖縄県知事の遺志を受けて副知事が行った埋立承認撤回処分について、事業者である防衛省沖縄防衛局長は、国土交通大臣に行政不服審査を請求し、今年4月に同大臣は県の撤回処分を取消す「判決を行った。」この判決が違法な国の関与（国の行政機関が地方公共団体に対してその事務処理に関して行う権力性をともなう行為）であるとして、その取消しを求めたのが本訴訟である。沖縄県側は、公有水面埋立法において国は一般私人とは異なる「固有の資格」において承認を受けており、沖縄防衛局長の審査請求は違法であること、国土交通大臣は中立な第三者となりえないことなどを主張していた。

行政不服審査法は、一般の私人がその処分の相手方となりえない場合の、国の機関に対する処分を、「固有の資格」において当該処分の相手方となる処分」として、審査対象から除外している。それは、行政不服審査は、弱者たる国民の権利利益の救済を図る制度だからである。自治体の自主的決定に対する行政不服審査の判決が分権改革の際の地方自治法改正において国の関与およびその訴訟対象から除外されているのは、行政不服審査法上の判決が、自治体の自主的判断を国が覆す制度ではないからである。このことを理解して判決は、沖縄県の主張を一部採用し、「国の機関がその『固有の資格』において相手方となった処分については、……実質的には、国の機関から、普通公共団体に対し、判決以外の方法による『関与』が行われたのと同視できる」とした。ところがそれにもかかわらず判決は、埋立承認を受ける国の立場は民間事業者と「本質的に異なるものではない」のであって、「固有の資格」において県の相手方となるのではないから、国（沖縄防衛局）も国（国交大臣）による不服審査を受けられるとした。本判決は、判決を認めた結果として、県の訴えを「却下」し、国の機関を一方向的に擁護することになった。このことは、行政不服審査法に基づく判決の制度を用いることによって、結果的に地方自治法という「関与」以上の地方自治権侵害を正当化するものといわざるをえない。

さらに判決は、沖縄防衛局と審査庁（国交大臣）が同じ内閣に属するにもかかわらず、審査庁は「所管法令を適正に解釈・適用するものとされている」ため、必ずしも両者の利害が共通することにはならないとした。審査庁が「所管法令を適正に解釈・適用」していないとして起こされた訴訟でこのような判断をなすことは、裁判所の職務放棄にほかならない。

今回の裁判では、沖縄県による埋立承認撤回処分自体の是非は、審査の対象ではない。埋立承認撤回の根拠となった軟弱地盤の問題は、埋立事業に重大な影響を与え、対策に莫大な費用がかかることが明らかになっている。活断層などの問題も全く解決されていない。辺野古埋立が「私人」の行う事業ならば、県の監督を厳しく受けねばならず、軟弱地盤、活断層、河川付替え、稀少生物保全などのために大幅な事業計画の変更が必要となれば、事業申請のやり直しが必要となる。ところが、判決は、国と民間では県知事による監督に関する規定等に相違があることを認めただけで、国に固有の資格はないとした。すると、国が都道府県の意思に反する埋立事業を行いたい場合、知事の監督等の制約を大幅にまぬがれつつ、行政不服審査で県の処分を覆してよいと司法が判断したことになる。

このように、防衛省沖縄防衛局を一般私人と同様に扱う本判決は、市民感覚と全くかけはなれている。国の安保政策に基づいて軍事基地を建設するために米軍基地内に立ち入って埋め立てを行う沖縄防衛局でさえも、一般私人と同じとされるならば、今後、地方自治体が国の機関等に対して行う処分が政府の意に沿わない場合、国は処分取消の判決を乱発でき、それを司法も容認することになる。それは地方自治の法制度を歪め、自治体の正当な権限を奪うものにはかならず、私たちはとうてい容認できない。今後の上告審において最高裁が今回の判決を「法の支配」の観点から丁寧に審査し、司法権の機能不全というべき事態を解消するよう求める。

日本科学者会議は、辺野古新基地建設の即時中止と原状回復を繰り返し求めてきた。国会のみならず、多くの学会が、その専門の立場から埋立中止と一帯の自然環境の保全などを求めている。沖縄防衛局が行政不服審査を受けることには、多数の行政法学者が違法であると声明した。政府はこうした指摘に誠実に向き合い、埋立を即時中止して原状回復するよう、私たちは要求する。

2019年11月4日

日本科学者会議全国幹事会
日本科学者会議沖縄支部
日本科学者会議平和問題研究委員会